

女性も男性も生き生きとくらせるまちに！

～「男女共同参画条例」をつくります～



家庭でも！
学校でも！
職場でも！
地域でも！

なぜ、条例が必要？

- ・憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。
- ・まちづくりを進めるうえでも、男女がともに力を合わせていく必要があります。
- ・この考え方は「美咲市まちづくり基本条例（平成19年9月施行）」に盛り込まれています。
- ・この考え方をわたしたち市民みんなが共有し、具体的に進めるためのルールとして条例が必要となっています。



美咲市まちづくり基本条例抜粋

（人権の尊重）

- 第4条 わたしたち市民は、性別年齢にかかわらず、市民一人ひとり人権を尊重します。
- 2 市民、市議会及び執行機関は、男女が平等に参画できる社会の実現に努めます。

どんな条例？

- ・7つの基本理念と市や事業者、市民の皆さん、それぞれの役割を定めます。
- ・市が行うべき7つの基本的な施策を定めます。
- ・市は、計画的に進めるための計画づくりを行います。
- ・市は、毎年度の施策の実施状況報告書をつくって、公表します。
- ・市は、必要な調査や広報活動を行います。

仕事と生活の
調和が大切ね！



ワーク・ライフ・
バランスだね！



何が変わるの？

- ・男女がともに生き生きとくらすことができるまちづくりを進める土台ができます。
- ・市民一人ひとりがこのことを理解して、日常的な実践につなげることが期待されます。
- ・市は、一貫した施策により、男女共同参画社会づくりを進めることができます。



一緒に力を
合わせよう！

平成21年10月 美咲市地域経営室

お問い合わせ先 電話 62-3137 Fax. 62-1088 e-mail kikaku@city.bibai.lg.jp
地域経営室協働推進グループ